

令和6年8月8日
九州地方整備局
川内川河川事務所

「川内川水系かわまちづくり計画」を変更しました

「川内川水系かわまちづくり計画」は、川内川の安全な河川利用や川内川流域全体の地域活性化を図ることを目的に水系一貫の計画として平成29年3月に策定し、流域5市町や地域住民と連携して全14箇所の河川環境整備事業を推進してきたところで

す。
令和6年8月8日付けで、「川内川水系かわまちづくり」計画に新たに入来麓地区（薩摩川内市）を追加登録しましたのでお知らせいたします。

今後は、これまでの整備箇所を含め、全15箇所のかわまちづくりに取り組んでいきます。

また、以下の通り、鹿児島県、薩摩川内市と登録証の手交式を開催いたします。

◆手交式

日時 令和6年9月6日（金）13時30分から
場所 薩摩川内市役所 市長応接室（4階）

川内川水系かわまちづくり（変更）・・・別紙1

参考：かわまちづくり支援制度の概要・・・参考

<かわまちづくり HP : <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>>

事前申し込み：取材希望の報道機関は、別紙2「事前申込書」をご提出ください。

問い合わせ先：国土交通省九州地方整備局
川内川河川事務所

技術副所長 中原 寛人
流域治水課長 永谷 恵一
電話：0996-22-3359（直通）

川内川河川事務所ホームページ：<https://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

「川内川水系かわまちづくり」(変更)

別紙 1

(鹿児島県：薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、宮崎県：えびの市)

対象河川：一級河川 川内川水系川内川・樋脇川 【国・県管理河川】

市町村名：鹿児島県薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、宮崎県えびの市

推進主体：薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、えびの市



1. 概要

川内川流域では、川内川沿川3市2町が連携し、流域一体となって、川内川を軸としたかわまちづくりを推進しています。これまでの整備や利活用等を通じ、観光資源などを活かして新たに箇所を追加したいというニーズが高まっています。追加箇所等も含め、舟と自転車を特色としたかわまちづくりを推進し、観光を主軸とした川内川ブランド構築も目指し、地域活性化・観光振興に取り組んでいます。

国土交通省と鹿児島県では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川敷地占用許可準則第22条に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

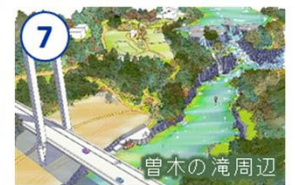
国土交通省：管理用通路、高水敷整正、階段護岸等 関係市町：駐車場、案内看板、トイレ等
鹿児島県：石積護岸、管理用通路等

3. ソフト施策の内容

国土交通省、鹿児島県：都市・地域再生等利用区域の指定 等 関係市町：パンフレットの作成 等

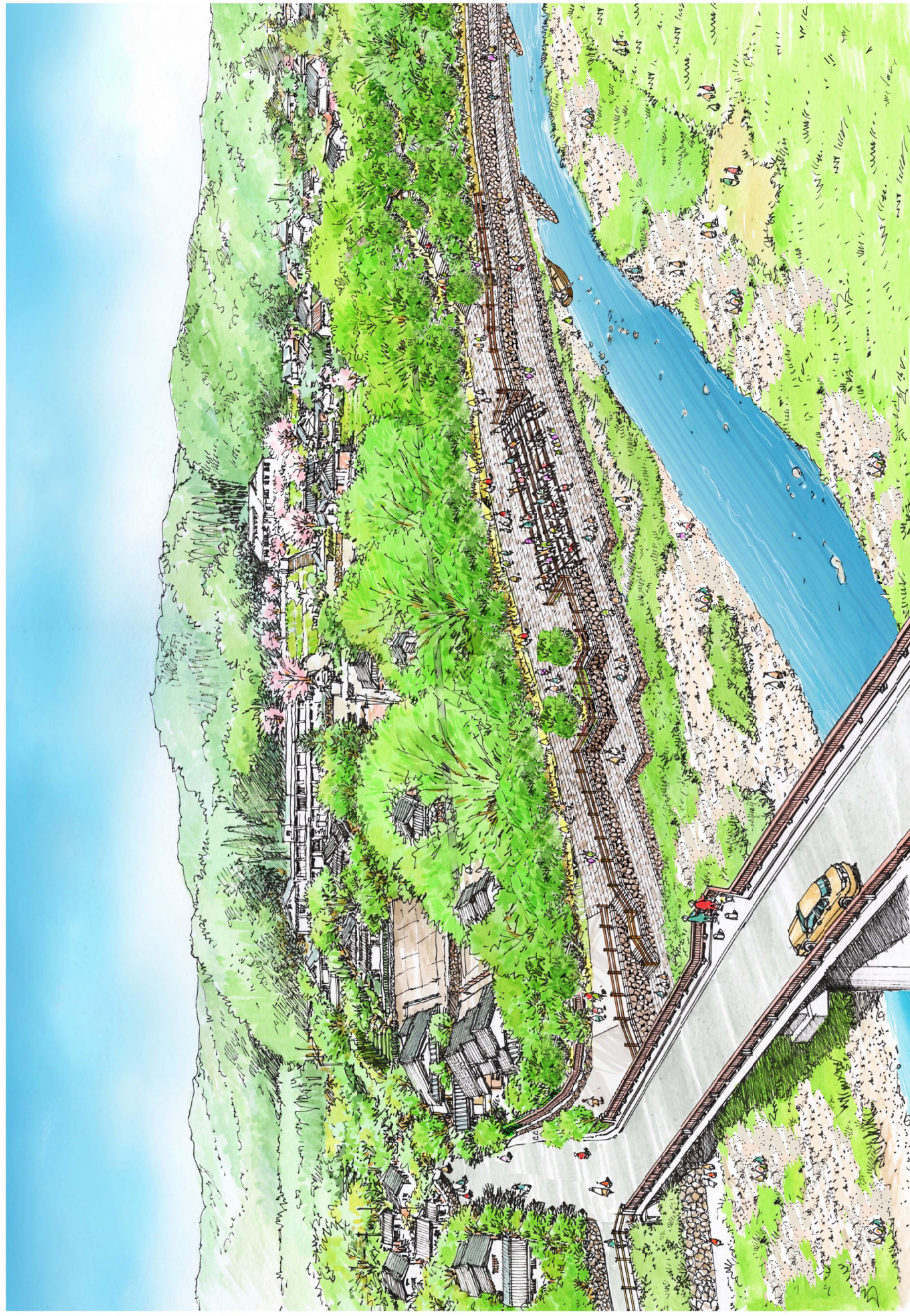


基本方針
豊かな恵みをもたらす川内川を核(軸)とし、“舟”と“自転車”を特色としたかわまちづくり・河川の利活用を推進し、川内川流域一かつ連携の下、地域の活性化・振興を図る。



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

川内川水系かわまちづくり(入来麓地区)



「川内川水系かわまちづくり登録証手交式」取材事前登録

「川内川水系かわまちづくり登録証手交式」の取材を希望される報道機関におかれましては、以下「事前登録書」を提出頂くようお願いいたします。

事前登録受付:令和6年9月3日(火)17:00まで

【取材に関する留意事項】

- ① 取材にあたっては、係員の指示に従ってください。

.....
.

事前登録書

「川内川水系かわまちづくり登録証手交式」の取材を希望しますので、以下のとおり登録します。

1. 報道機関名 _____

2. 登録者情報

氏名(代表者) _____

連絡先(TEL) _____

人数(代表者含む) _____

【連絡・送付先】

川内川河川事務所 流域治水課 内山

TEL 0996-22-3359

FAX 0996-25-0862

提出先 : uchiyama-c8910@mlit.go.jp